高梁警察署速度取締り指針

高梁警察署の令和7年下半期の速度取締り重点は次のとおりです。

★ 重点路線以外の場所、時間帯においても速度違反取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度
国道180号	7:00~10:00 16:00~19:00	川面学区~玉川学区	50キロ
国道313号	7:00~10:00 16:00~19:00	津川区~成羽学区	50・40キロ

死亡・重傷事故発生実態(過去10年間)

路線別速度超過事故件数

200 147 142 131 150 100 59 44 50 15 2 Λ んの地

■総件数 ■内速度超過

国道180号

142

27%

国道313号

147

27%

人身事故発生時間帯



路線別人身事故発生状況

その他

44

8%

国道484号

15 3%

市道

131

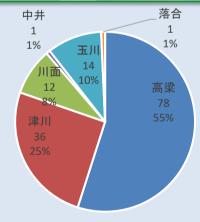
24%

県道

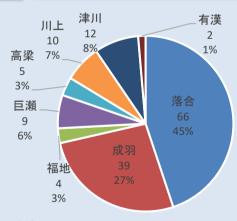
59

11%

学区別人身事故発生状況 ~国道180号~



学区別人身事故発生状況 ~国道313号~



- 路線別では、国道180号と国道313号の2路線で人身事故全体の半数以上を占めている。
- 学区別では、国道180号は高梁・津川、国道313号は落合・成羽学区において、人身事故の発生が顕著である。

その他交通指導取締り要点

- 国道180号及び国道313号において人身事故全体の約半数以上が発生していることから、両路線に通ずる県道及び 市町村道においても、速度、座席ベルト装着義務違反等の交通指導取締りを実施し、包括的に交通事故を抑止する。
- 通学路や生活道路等の交通事故発生の危険性が高い道路において、可搬式速度違反自動取締装置を用いた速度取 締りを強化する。
- 横断歩行者保護の周知徹底を図るため、信号のない横断歩道上における横断歩行者等妨害等の取締りを強化する。